

札幌医第 65868 号
令和 4 年（2022 年）2 月 3 日

医療機関管理者 様

札幌市保健福祉局医務監 館石 宗隆

濃厚接触者となった医療従事者の隔離期間等について（一部変更）

日頃より、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）に係る対応に御尽力をいただくとともに、本市の保健医療行政の推進に特段の御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、濃厚接触者となった方の隔離期間については、令和 4 年（2022 年）1 月 31 日付け札幌医第 65855 号「濃厚接触者となった医療従事者の隔離期間等について（一部変更）」にて通知させていただいたところです。

しかしながら、今般の国の事務連絡の変更を受け、下記のとおり一部変更することといたしましたのでお知らせいたします。

記

- 1 濃厚接触者となった医療従事者の隔離期間等の取扱い（変更箇所は下線部分）
無症状の医療従事者については、以下のとおりとし、検査については、事業者の負担（自費検査）で行うものとする。
また、下記のいずれの場合であっても、10 日間が経過するまでは、検温等の健康状態を確認する等の感染対策を行うこと。
 - (1) 最終接触日を 0 日目とし、核酸検出検査又は抗原定量検査（当該濃厚接触者が従事する事業者内での実施に限る）による場合は 5 日目、抗原定性検査キット（薬事承認されたものに限る）を用いる場合は 4 日目および 5 日目の陰性確認により隔離を解除する。
 - (2) 各医療機関の感染管理担当医師がこれ以上の隔離日数が必要と判断した場合はその判断による。
 - (3) 3 回目のワクチン接種を終えたものは、本取り扱いとは別に、毎日の陰性確認により従事して差し支えない。
- 2 濃厚接触者である同居家族等の待機期間について
別紙のとおり
- 3 参考資料
 - (1) 「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部 事務連絡令和 4 年 2 月 2 日一部改正）
 - (2) 「B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部 事務連絡令和 4 年 2 月 2 日一部改正）

※以下の厚生労働省ホームページにも掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00332.html

担当：札幌市保健福祉局保健所医療政策課
〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目WEST19
E-mail:iryouseisaku@city.sapporo.jp
TEL 011-622-5162/FAX 011-622-5168

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部 事務連絡令和4年2月2日一部改正）より抜粋

濃厚接触者である同居家族等の待機期間について

上記の検査陽性者の濃厚接触者であって、当該検査陽性者と生活を共にする家族や同居者（当該検査陽性者が自宅療養をする場合に空間的な分離の徹底が困難であるとの想定の下、例えば飲食、入浴、就寝等を共にする家族や同居者。以下「同居家族等」という。）の待機期間は、現時点までに得られた科学的知見に基づき、当該同居家族等が社会機能維持者であるか否かにかかわらず、

- ・当該検査陽性者の発症日（当該検査陽性者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）

又は

- ・当該検査陽性者の発症等により住居内で感染対策を講じた日

のいずれか遅い方を0日目として、7日間（8日目解除）とする。

ただし、当該同居家族等の中で別の家族が発症した場合は、改めてその発症日（当該別の家族が無症状の場合は検体採取日）を0日目として起算する。また、当該検査陽性者が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症した場合は、その発症日を0日目として起算する。

また、ここで言う感染対策は、日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用を避ける、消毒等の実施などの対策を想定しており、保健所の指示に基づく対策の実施や、濃厚接触者とならないよう厳格に隔離等を行うことまでを求めるものではない。

なお、同居家族等の待機期間が終了した後も、当該検査陽性者の療養が終了するまでは、当該濃厚接触者においても検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。